

大口町告示第7号

尾張都市計画大口下水道事業受益者負担に関する条例（平成5年大口町条例第31号）第5条第1項の規定に基づき、賦課対象区域を次のように公表する。

平成30年3月12日

大口町長 鈴木 雅博

1 賦課年月日

平成30年4月1日

2 負担区の名称

第3負担区

3 賦課対象区域

丹羽郡大口町下小口四丁目及び下小口七丁目の各一部

4 賦課対象区域の地籍

46,000平方メートル

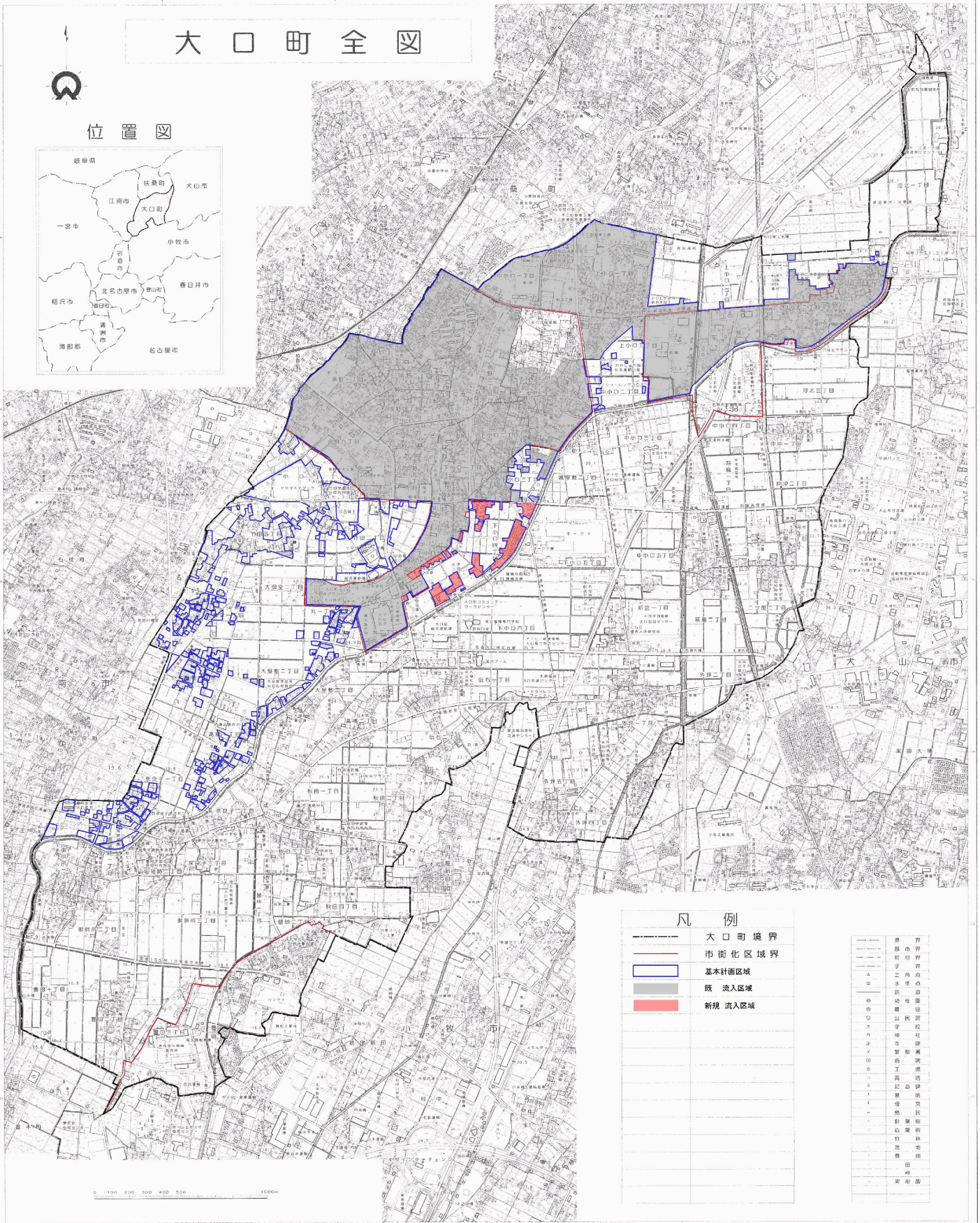
区域図

1:20,000地形図

大口町全図



位置図



凡例

	大口町境界
	市街化区域界
	基本計画区域
	既流入区域
	新規流入区域

	市界
	町界
	村界
	区界
	市街化区域界
	基本計画区域界
	既流入区域界
	新規流入区域界
	道路
	鉄道
	川
	川
	池
	林
	田
	家
	神社
	学校
	公共施設
	工業施設
	商業施設
	住宅
	公共施設
	工業施設
	商業施設
	住宅

平成18年 3月作成

平成17年 8月 更新
平成17年10月 現況調査

この地図は、国土院の地形図を基に、町界の更新と市街化区域基本図を併用し、作成したものである。

この地図は、国土院の地形図を基に、町界の更新と市街化区域基本図を併用し、作成したものである。

この地図は、国土院の地形図を基に、町界の更新と市街化区域基本図を併用し、作成したものである。

この地図は、国土院の地形図を基に、町界の更新と市街化区域基本図を併用し、作成したものである。